

(案)

第 年度
号

収 入
印 紙

設備点検保守請負契約書

- 1 業務名 名古屋神宮郵便局小包区分機保守請負
- 2 施設の所在地 名古屋神宮郵便局 愛知県名古屋市熱田区六野 2-6-1
- 3 履行期間 仕様書のとおり
- 4 請負代金額 金 ※ 円
(うち消費税及び地方消費税の額 ※ 円)
この消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づく消費税及び地方消費税の額。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証しとして、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する

[注] 電子契約による場合は「この契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、当事者合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。」と記入する。

年 月 日

発注者 住所 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号

契約責任者

氏名 日本郵便株式会社

不動産部担当執行役員 鏡原 大輔 印

受注者 住所

氏名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に履行するものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。

6 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係わる訴訟の提起又は調停(第38条の規定に基づき、発注者と受注者との間で協議の上選定される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、東京地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

10 この契約に係る請負代金額その他発注者又は受注者の債権債務の確定額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行う場合は、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(請負代金額内訳書及び業務計画書等)

第2条の2 受注者は、この契約の締結後14日以内に、請負代金額内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し発注者に提出するものとする。ただし、内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の内訳書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 受注者は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書等を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

4 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して内訳書又は業務計画書等の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中の「この契約締結後」を「当該請求があった日から」に読み替えて、前三項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務又はこの契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、受注者が書面により申し出た場合において、発注者が承諾したときは、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、受注者が書面により申し出た場合において、発注者が承諾した場合は、この限りでない。

（再委託）

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、発注者の事前の承諾を得るものとする。

（委託先の通知）

第4条の2 発注者は、前条の承諾をするときのほか、必要があるときは、受注者に対して、委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

（使用人に関する受注者の責任）

第6条 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 受注者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に事前に通知し、その承諾を受けるものとする。使用人を変更したときも同様とする。

受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求がある場合には、その氏名を発注者に通知するものとする。

（監督社員）

第7条 発注者は、監督社員を置いた場合には、その氏名を受注者に通知するものとする。監督社員を変更したときも同様とする。

2 監督社員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督社員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示等、承諾又は協議
- (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
- (3) 業務進捗状況の確認及び履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督社員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督社員の有する権限の内容を、監督社員にこの契約書の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を受注者に通知するものとする。

4 発注者が監督社員を置いた場合は、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書に定めるものを除き監督社員を経由して行うものとする。この場合は、監督社員に提出した日をもって発注者に提出したものとする。

5 発注者が監督社員を置かない場合は、この契約書に定める監督社員の権限は、発注者に帰属する。

（施設管理者）

第7条の2 発注者は、契約履行対象施設の管理責任者（以下「施設管理者」という。）の氏名を受注者に通知するものとする。施設管理者を変更したときも同様とする。

2 施設管理者は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示
- (2) 業務進捗状況の確認及び履行状況の調査

(業務責任者)

第8条 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。
また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、管理を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第9条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがある場合には、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知するものとする。

(業務関係者に関する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務に着手した後に、受注者の業務責任者その他受注者が業務を履行するために使用している委託先、労働者等で業務の履行につき著しく不相当と認められるものがある場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知するものとする。

3 受注者は、監督社員がその職務の執行に当たり著しく不相当と認められる場合には、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知するものとする。

(業務の報告等)

第10条 受注者は、仕様書に従い、発注者に対して業務完了報告書及び履行確認書を提出するものとする。

2 発注者、監督社員又は施設管理者は、前項の規定によるほか、必要と認める場合には、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

第11条 発注者は、業務の実施に当たり必要があると認める場合には、受注者に対して控室、仮眠室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。

2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合には、善良な管理者の注意をもってこれらを使用するものとする。また、受注者は、これらが発注者に返還する場合には、これらを原状に回復するものとする。

(貸与品等)

第11条の2 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品・材料等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 監督社員は、貸与品等の引渡しに当たっては、受注者の立会いの下、発注者の負担において、当該貸与品等进行检查しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に、借用書又は受領書を提出しなければならない。

4 受注者は、貸与品等の引渡しを受けた後、当該貸与品等に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該貸与品等に代えて他の貸与品等を引き渡し、貸与品等の品名、数量、品質若しくは規格若

しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該貸与品等の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、貸与品等の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還するものとする。
- 10 受注者は、貸与品等を滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となった場合は、発注者の指定するところに基づき、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。ただし、滅失若しくは毀損又は返還不可能がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 11 受注者は、貸与品等の使用方法が仕様書に明示されていないときは、監督社員の指示に従わなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第12条 発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行う場合には、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者とが協力して施設の保全にあたるものとする。

(業務内容の変更)

第13条 発注者は、必要がある場合には、業務の変更内容を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更し、若しくは受注者に損害を与えた場合は、必要な費用を負担するものとする。

(履行期間の変更方法)

第14条 履行期間の変更については、発注者と受注者との間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第15条 請負代金額の変更については、発注者と受注者との間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第16条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生した場合、又は事故が発生するおそれのある場合には、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者との間で協議して臨機の措置をとるものとする。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、受注者の判断によって臨機の措置をとるものとする。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督社員に直ちに通知するものとする。

3 発注者、監督社員又は施設管理者は、事故防止その他業務上特に必要があると認める場合には、受注者に

対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。
(損害の負担)

第17条 受注者は、業務の実施について発注者に損害が発生した場合には、直ちに発注者に報告し、受注者の責に帰すべき損害については賠償をしなければならない。

- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合には、その限度において発注者の負担とする。

(検査)

第18条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知するものとする。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた社員（以下「検査社員」という。）は、前項により業務完了の通知を受けた場合には、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(請負代金の支払)

第19条 受注者は、前条の検査に合格した場合には、当該検査合格部分に相当する請負代金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項に基づく適正な請求書を受領した場合には、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(第三者による代理受領)

第20条 受注者は、発注者の承諾を得て、請負代金の全部又は一部の受領について、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨が明記されている場合には、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。
- 3 発注者が受注者の提出する請求書に受注者の代理人として明記された者に請負代金の全部又は一部を支払った場合は、発注者はその責を免れる。

(業務の契約不適合責任)

第21条 発注者は、第18条の規定による検査合格の通知後、業務の履行内容又は成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第18条第2項の規定による検査の合格通知をもって免れるものではない。
- 3 第1項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の履行内容又は成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第22条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第24条、第33条第4項、第33条の2第4項、第33条の3第6項の規定によるほか、発注者の都合により必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められる場合
- (2) 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 受注者の責に帰すべき損害により発注者の行う事業に著しい支障を生じさせたと認められる場合
- (4) この契約の履行に関し、受注者若しくはその役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）又は受注者の委託先若しくはその役員等に不正又は不誠実な行為があった場合
- (5) 受注者が差押え、仮差押え、仮処分若しくは租税滞納処分を受け、又は競売若しくは強制執行の申立てを受けた場合
- (6) 受注者に特別清算開始、破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされるなど、経営状態が著しく不健全と認められる場合
- (7) 受注者が制限行為能力者となり又は受注者との連絡が途絶えた場合
- (8) 監督官庁から許可、認可、免許若しくは登録が取り消され、又はこれらの更新が拒絶された場合
- (9) 受注者が贈賄等の不法行為により公訴を提起された場合
- (10) 前各号のほか、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反した場合

2 受注者は、前項の規定により契約を解除された場合は、請負代金額の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払うものとする。ただし、発注者の損害が違約金の額を超える場合は、受注者はその超える部分について、違約金とは別に支払うものとする。

(発注者の催告によらない解除)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 検査の結果、不合格である場合において、その契約不適合により本来の契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) この契約の業務の履行内容又は成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(8) 第26条又は第27条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条 第23条各号又は前条各号に定める事項が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第26条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第27条 受注者は、第13条の規定により業務内容を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したときは、何らの催告をすることなく、直ちにこの契約の解除をすることができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第28条 第26条又は前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第29条 発注者は、この契約において履行が完了し検査に合格した部分に相当する請負代金を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、この契約の途中で契約が解除された場合において、第11条の2に規定する貸与品等があるときは、前項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還するものとする。この場合において、当該貸与品等を受注者が滅失若しくは毀損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復帰したものを返還し、又は返還に代えてその損害を賠償するものとする。ただし、滅失又は毀損がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（委託先の所有又は管理するこれらの物件を含む。）がある場合には、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡すものとする。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復又は取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担するものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求

することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき

(2) この業務の履行内容又は成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第23条、第24条、第33条第4項、第33条の2第4項、第33条の3第6項の規定により、検査合格後に契約が解除されたとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者の損害額が違約金の額を超える場合は、受注者はその超える部分について、違約金とは別に発注者の損害額を支払うものとする。

(1) 第23条、第24条、第33条第4項、第33条の2第4項、第33条の3第6項の規定により検査合格前にこの契約が解除されたとき。

(2) 検査合格前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選定された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人（管財人が選任されている場合）又は再生債務者（管財人が選任されていない場合）

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相應する請負代金額を控除した額について、遅延日数に応じ、年6%の割合で計算した額とする。（受注者の損害賠償請求等）

第31条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第26条又は第27条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第19条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。（契約不適合責任期間）

第32条 発注者は、検査合格を通知した日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が

通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、検査した際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 検査後、契約不適合が貸与品等の性状又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその貸与品等又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(反社会的勢力の排除等)

第33条 受注者は、自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）又は自己の委託先若しくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下この項において「暴力団等」という。）であること。
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 前項第1号の規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
 - (2) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
 - (3) 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
 - (4) 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
 - (5) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を偽装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

(7) 特殊知能暴力集団等 第1号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

3 受注者は、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて発注者の信用を毀損し、又は発注者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 発注者は、受注者若しくは受注者の役員等又は受注者の委託先若しくはその役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、受注者に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

5 前項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うものとする。ただし、発注者の損害額が違約金の額を超える場合は、受注者はその超える部分について、違約金とは別に支払うものとする。

(マネー・ローンダリング等の防止)

第33条の2 受注者は、この契約期間中、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先が経済制裁対象者に該当しないことを確約する。

なお、この契約において、経済制裁対象者とは、外国為替及び外国貿易法に基づき資産凍結者リストとして財務省が公表する者をいう。

2 受注者は、この契約の履行にあたって、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する法令その他影響を受けるすべての国や地域の法令や規則等（米国財務省外国資産管理室による規制等、域外適用される海外法令等を含む。）を遵守する。

3 受注者は、この契約を履行するにあたり再委託を行う場合は、再委託先に対し、前2項を遵守させる。

4 発注者は、受注者が第1項から第3項の規定のいずれかに反することが判明したときは、何らの催告をすることなく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(CSR条項)

第33条の3 発注者は、企業の社会的責任（CSR）及び人権を尊重する責任を果たすために、日本郵政グループCSR調達ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定した上でこれを遵守し、かつ日本郵政グループ人権方針を策定した上で人権デュー・ディリジェンスを実施しているところ、サプライチェーン全体におけるCSR・人権配慮が必要となっていることにかんがみ、発注者及び受注者は、そのための共同の取組を継続的に推進するために、本条各項に合意するものとする。

2 受注者は、発注者と共同して企業の社会的責任を果たすために、ガイドラインにおける「第二お取引先さまへのお願い」に記載の事項をいずれも遵守することを誓約する。また、受注者は、受注者の調達先（この契約の対象となる製品、資材又は役務に関連する調達先に限る。サプライチェーンが数次にわたるときは全ての調達先を含む。（以下「関連調達先」という。））がガイドラインを遵守するように、関連調達先に対する影響力の程度に応じて適切な措置をとることを誓約する。ただし、受注者の2次以下の関連調達先がガイドラインに違反した場合であっても受注者に直ちに本項の誓約違反が認められることにはならず、受注者がこの事実を知り又は知りうべきであったにもかかわらず適切な措置をとらなかった場合にのみ本項の誓約違反となるものとする。

- 3 受注者は、受注者又は受注者の関連調達先に強制的な労働、児童労働（これらの定義はガイドラインによる。）等の重大な人権侵害、その他ガイドラインに違反する事由（以下「違反事由」という。）の存在が疑われ、又は認められることが判明した場合、速やかに発注者に対し、これを報告する義務を負う。
- 4 受注者又は受注者の関連調達先に違反事由の存在が疑われる場合、発注者は、受注者に対し、違反事由の有無についての調査及び報告を求めることができる。受注者は、速やかにかかる調査を行った上で発注者に報告するほか、発注者が合理的に要求する情報を提供するものとする。
- 5 受注者又は受注者の関連調達先に違反事由が認められた場合、発注者は、受注者に対し、是正措置を求めることができる。受注者は、発注者からかかる是正措置の要求を受けた日から2週間以内に当該違反事由が発生した理由及びその是正のための計画を定めた報告書を発注者に提出し、かつ相当な期間内に当該違反事由を是正しなければならない。
- 6 前項の発注者の受注者に対する是正措置の要求にかかわらず、受注者が相当な期間内に違反事由を是正しない場合、発注者は、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、受注者が当該違反事由を是正しなかったことに関し正当な理由がある場合は、この限りではない。

（入札談合等の不正行為に対する発注者の解除権等）

第34条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号の一に該当する場合は、何らの催告をすることなく直ちに、この契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このために受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者（共同企業体にあつては構成員を含む）に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定した場合
 - (2) 公正取引委員会が、受注者（共同企業体にあつては構成員を含む）に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定した場合
 - (3) 公正取引委員会が、受注者に独占的状态があつたとして、独占禁止法第64条第1項に規定する競争回復措置命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定した場合
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する刑が確定した場合
 - (5) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第20条第1項に規定する刑が確定した場合
- 2 受注者が前項各号の一に該当する場合は、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として請負代金額（契約期間の終期まで継続した場合に発注者が支払う額とする。）の100分の10に相当する額を、発注者の指定する期間内に発注者に支払うものとする。ただし、同項第1号から第3号までの規定のうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときはこの限りでない。
- 3 発注者に生じた直接かつ通常の損害額が前項に規定する違約金の額を超過する場合には、発注者が受注者に、その超過分に付き、賠償を請求することを妨げない。
- 4 この条の規定は、この契約の終了後においても有効に存続する。
- （個人情報保護及び秘密の保全）

第35条 受注者は、この契約に関して知り得た発注者及び発注者の顧客等の情報（個人情報を含む。以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持し、情報の漏えい、不正アクセス、滅失又は毀損を防止するために必要かつ適切な措置をとらなければならない。ただし、次の各号の情報は、個人情報を除き、この条の対象とならないものとする。

- (1) 発注者から開示された時点で、公知である情報
- (2) 発注者から開示された後、自己の責めによらず公知となった情報
- (3) 第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4) 発注者から開示された情報によることなく独自に開発した情報

2 受注者は、秘密情報をこの契約の履行以外の目的には利用してはならない。

3 受注者は、秘密情報を盗用又は改ざんしてはならない。

4 受注者は、秘密情報をこの契約上の権利及び義務の行使に必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。

5 受注者は、外部とのデータ等の授受を電子メールで行う場合は、暗号化等、一定のセキュリティ上の配慮を行わなければならないものとし、その具体的な内容については、協議の上決定する。

6 受注者は、受注者の役員等であっても、この契約の履行のために必要のない者に秘密情報を開示してはならない。

7 受注者は、次項に定める場合を除き、秘密情報を第三者に開示・漏えいしてはならない。

8 受注者は、法令、裁判所の決定若しくは命令又は行政官庁の要請により必要とされる場合、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家に対しこの契約上の権利及び義務の行使に必要な範囲で開示する場合、並びに発注者の事前の書面による承諾を得た場合においては、秘密情報を開示することができる。ただし、第11項に定める郵便物に関する情報の開示は、法令又は行政官庁の要請により必要とされる場合であって、当該要請を受けた時点で受注者から発注者にその旨を通知し、開示することについて発注者の書面による承諾を得たとき及び発注者の事前の書面による承諾を得たときに限る。この場合において、受注者は、郵便法第8条の規定を遵守するものとする。

なお、受注者は、秘密情報を開示した外部専門家及び第三者に対し、この条に定める義務を遵守させる責任を負う。

9 受注者は、業務の履行に伴い不要となった秘密情報については、発注者の指示に従って速やかに当該秘密情報が記録されている媒体の一切を発注者に返還するか、又は、発注者の指示する方法でこれらを廃棄又は消去しその旨の証明書を発注者に交付するものとする。

10 受注者は、発注者の承諾を得て秘密情報をパソコン等に登録している場合は、この契約の終了後、受注者は、直ちに一切のデータを消去し、消去に関する報告書を発注者に提出しなければならない。

11 受注者が、この契約の履行に当たって知り得た郵便物に関する情報（郵便物の内容、差出人・受取人の住所又は居所及び氏名、郵便物の有無、取扱年月日、種類、個数等郵便物に関して知り得た他人の秘密をいう。）は、これを漏えいしてはならない。

12 受注者は、自己若しくは自己の役員等又は再委託先が前各項の規定に違反して発注者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない

13 この条の規定は、この契約の終了後においても有効に存続する。

（遅延利息の徴収）

第36条 受注者がこの契約に基づく遅滞金、違約金、損害賠償金その他この契約に基づき発注者が徴収する金額を指定の期間内に支払わない場合は、発注者は、その期間の翌日から支払の日までの日数に応じ、その支払わない額に年6%の率を乗じて得た遅延利息を徴収する。

2 発注者の責に帰すべき事由により、第19条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合には、受注

者は、遅延日数に応じ、その支払わない額に年6%の率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

3 前二項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しない。

(相殺等)

第37条 受注者がこの契約に基づく遅滞金、違約金、損害賠償金その他この契約に基づき発注者が徴収する金額を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、発注者は、その支払わない額に前条第1項の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第38条 削除

(公益通報窓口の周知)

第39条 受注者は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に係る公益通報窓口について、発注者指定の周知文を受領したことを確認の上、この契約の履行に従事する労働者（受注者の委託先に属する者を除く。）への当該周知文の内容の周知に努めるものとする。

(補則)

第40条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との間で協議して定める。